合併処理浄化槽

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。市では、合併処理浄化槽の設置費と維持管理費に補助金を交付しています。

合併処理浄化槽の設置現場

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を予算の範囲内で補助しています(下表①)。なお、単独処理浄化槽から転換するときは、表中の限度額に18万円、くみ取り便所から転換するときは、10万円が上乗せされます。

また、印旛沼流域では、窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽に限り、設置費用の一部を補助しています。

維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。市では、この維持管理費に対しても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛かった額の2分の1相当額です(下表②)。

申請期間は、維持管理に関する契約書の内容により異なります。

※騒音地域(5~10人槽)は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

合併処理浄化槽の補助金(限度額)

①設置費補助金

人槽区分	通常型合併処理浄化槽 新規	通常型合併処理浄化槽 転換(単独・くみ取り)	高度処理型浄化槽(窒素除去型)	高度処理型浄化槽(窒素・リン除去型)
5人槽	22万円	33万2,000円	44万4,000円	52万8,000円
6~7人槽	27万6,000円	41万4,000円	48万6,000円	69万3,000円
8~10人槽	36万4,000円	54万8,000円	57万6,000円	96万3,000円
11~20人槽	62万6,000円	93万9,000円	109万2,000円	—
21~30人槽	98万円	147万2,000円	186万円	—
31~50人槽	135万8,000円	203万7,000円	249万6,000円	—

②維持管理費補助金

人槽区分	補助額
5人槽	1万8,000円
6人槽	2万1,000円
7人槽	2万4,000円
8人槽	2万7,000円
10人槽	3万3,000円
11~50人槽	3万3,000円